申請書等変更箇所(令和2年4月1日施行)

建築基準法施行令の一部改正施行に伴う様式の変更(国土交通省令第13号 官報令和2年3月6日)

【2号様式】建築確認申請書・【4号様式】計画変更申請書 第4面

【4.構造】	造 一部	造
【5.主要構造部】		
□ 耐火構造		
□ 建築基準法施行令第1(38条の3第1	. 項第1号イ及び口に掲げる基準に適合する構造
□ 準耐火構造		
□ 準耐火構造と同等の準配	対火性能を有す	たる構造(ロー1)
□ 準耐火構造と同等の準配	対火性能を有す	↑る構造(ロー2)
□その他		
【6.建築基準法第21条及で	第27条の規	定の適用】
□ 建築基準法施行令第1(09条の5第1	. 号に掲げる基準に適合する構造
□ 建築基準法第21条第3	1項ただし書は	こ該当する建築物
□ 建築基準法施行令第1	10条第1号に	2掲げる基準に適合する構造
□その他		
□ 建築基準法第21条又は	は第27条の規	見定の適用を受けない
【7.建築基準法第61条の規	定の適用】	
□ 耐火建築物	□ 延焼防止药	建築物 □ <mark>準耐火建築物</mark>
□ 準延焼防止建築物	□ その他	□ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

上記第4面 記載要領

6) 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

7) 6 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれたも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全でに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定を受けない」に「レ」マークを入れてください。

8) 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定を受けない場合は「建築基準法第61条の規定を受けない」に「レ」マークを入れてください。

【15.工事	革着手予定年月日	】 平成	年	月	Ħ	
【16.工事	完了予定年月日	】 平成	年	月	Ħ	
【17.特定	工程工事終了予	定年月日】		特	定工程	
(第	回) 平成	年	月	日 (
(第	回) 平成	年	月	日 (
(第	回) 平成	年	月	日 (
【18.建築	基準法第12条	第3項の規2	定による検	食査を要す	る防火設備の有無】	
口有	□無					

建築基準法施行規則の一部改正施行に伴う変更(国土交通省令第37号 官報令和元年10月1日)

【19号様式】完了検査申請書 【26号様式】中間検査申請書 記載要綱

- ®「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書を申請建築物との照合を行った場合、「照合内容」に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載してください。
- ●「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑪ 消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ◎ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

